

問合せ先:海上保安庁総務部
危機管理調整官 星 澄男
電話:3591-6361(内線3320)
3591-9822(直通)

平成20年3月25日
海上保安庁

海上保安庁新型インフルエンザ対策行動計画について

今般、新型インフルエンザが発生した場合における海上保安庁の対応をあらかじめ定めた「海上保安庁新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しましたので、お知らせします(行動計画の概要は別紙を参照して下さい)。

1 背景

近年、高病原性鳥インフルエンザによるトリからヒトへのインフルエンザ感染は、東南アジアを中心に拡大しており、これが変異し、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザが発生した場合には、ヒトはこれに対する免疫を有していないため、容易に感染が広がり、急速な世界的大流行(パンデミック)を起す危険性があるといわれており、その発生が危惧されているところです。

こうした状況を踏まえ、新型インフルエンザが発生した場合における迅速かつ的確な対策の実施に資するため、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、海上保安庁が行うべき対応をあらかじめ定めた「海上保安庁新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したものです。

2 基本方針

海上保安庁は、新型インフルエンザが発生した場合には、この行動計画に定める次の基本方針に従い、政府の一員として新型インフルエンザ対策の実施に万全を期してまいります。

関係機関と連携した水際対策を徹底することにより、水際でできる限りの封じ込めを図り、国民の健康被害を最小限に留める。

海上保安業務の継続的な遂行を確保し、社会秩序の維持を図るため、海難救助や立入検査等の新型インフルエンザに感染する可能性が高い業務に従事する海上保安官に対する感染防止対策に万全を期す。

(注) 海上保安庁新型インフルエンザ対策行動計画の全体版は、海上保安庁 HP (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/security/index.html>)をご覧ください。

海上保安庁新型インフルエンザ対策行動計画の概要

1 目的

本計画は、政府の新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、海上保安庁が行うべき対応をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザが発生した場合における迅速かつ的確な対策の実施に資することを目的とする。

2 基本方針

関係機関と連携した水際対策を徹底することにより、水際でできる限りの封じ込めを図り、国民の健康被害を最小限に留める。

海上保安業務の継続的な遂行を確保し、社会秩序の維持を図るため、海難救助や立入検査等の新型インフルエンザに感染する可能性が高い業務に従事する海上保安官に対する感染防止対策に万全を期す。

3 新型インフルエンザ発生への備え

- (1) N95マスク等の個人防護具の整備の推進
- (2) 平時における関係機関との連絡・連携体制の構築等（中央・地方レベルとも）

4 新型インフルエンザが発生した場合における対応

(1) 対応体制

新型インフルエンザが発生した場合には、本庁及び管区本部に対策本部を設置
航行警報、沿岸域情報提供システム（MICS）等による船舶等への新型インフルエンザに関する情報の提供

(2) 海上保安業務実施上の対応

水際対策の実施

- ・ 水際対策実施機関から感染者等の搬送、停留措置船舶に対する警備要請等を受けた場合には、これに積極的に対応
 - ・ 密入国者に対する監視取締りの徹底
- 検疫未実施船舶へ乗船する場合及び捜査活動時における感染防止対策の徹底
感染者への濃厚接触があった海上保安官に対する抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等）の予防投与及び都道府県が実施する積極的疫学調査への協力

(3) 業務継続のための対応

庁内職員への情報提供及び感染防止指導等の実施

社会機能維持者たる海上保安官への緊急的なワクチン接種の実施

業務継続のための措置（欠勤者が多い部署への巡視船艇の派遣等）の実施

全寮制教育を行っている教育機関における感染防止対策の徹底